

令和 7 年度 第 1 回文京区地域福祉推進協議会 要点記録

日時 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分まで

場所 文京シビックセンター 24 階 第一委員会室

< 会議次第 >

1 開会

2 議題

(1) 令和 7 年度の分野別検討体制及びスケジュールについて【資料第 1 号】

(2) 分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について

【資料第 2 号】 【資料第 3 号】 【資料第 4 号】

(3) （仮称）若者計画の策定について 【資料第 5 号】

3 その他

4 閉会

< 地域福祉推進協議会委員（名簿順） >

出席者

高橋 紘士 会長、遠藤 利彦 副会長、神馬 征峰 副会長、井上 博和 委員、
細部 高英 委員、土居 浩 委員、谷田部 優 委員、新井 悟 委員、
諸留 和夫 委員、石樵 さゆり 委員、清水 健譽 委員、大橋 久 委員、
堀口 法子 委員、田中 甲子 委員（代理出席）、瀧口 美千代 委員、
宮長 定男 委員、弘世 京子 委員、佐々木 妙子 委員、山口 恵子 委員、
早坂 隆 委員、平井 芙美 委員、河合 直子 委員、細谷 富男 委員、
植村 元喜 委員、武長 信亮 委員、米倉 かおり 委員

欠席者

平岡 公一 副会長、高山 直樹 副会長、木村 始 委員、原田 悠希 委員、
小倉 保志 委員、松川 えりか 委員、泉田 信行 委員

< 事務局 >

出席者

鈴木福祉部長、矢島地域包括ケア推進担当部長、多田子ども家庭部長、
矢内保健衛生部長、川崎企画課長、熊倉ダイバーシティ推進担当課長、
齊藤防災危機管理課長、篠原福祉政策課長、瀬尾高齢福祉課長、
鈴木地域包括ケア推進担当課長、永尾障害福祉課長、佐々木介護保険課長、
佐藤事業者支援担当課長、後藤国保年金課長、鈴木子育て支援課長、
富沢子ども施策推進担当課長、奥田幼児保育課長、
大戸子ども家庭支援センター所長、中島生活衛生課長、大武健康推進課長、
市川保健対策担当課長、大塚保健サービスセンター所長、宮原学務課長、

山岸教育指導課長、日比谷児童青少年課長、木内教育センター所長

欠席者

坂田生活福祉課長、足立子ども施設担当課長、佐藤児童相談所副所長、
小島予防対策課長

<傍聴者>

2名

福祉政策課長：これより令和7年度第1回文京区地域福祉推進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。Zoomを利用しましたオンライン会議も併用して開催しております。Zoomでご参加の委員の皆様も、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員の変更がございますので、事務局からご紹介と委員の委嘱をさせていただきます。

文京区話し合い員連絡協議会から委員としてご就任いただいていた片岡哲子委員に代わりまして、同団体から新たにご推薦いただきました瀧口美千代様に委員としてご就任いただきます。

委嘱状につきましては、席上にて配付させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、本日欠席の委員につきましてご報告いたします。平岡副会長、高山副会長、木村委員、原田委員、小倉委員、松川委員、泉田委員の7名でございます。田中委員は、後ほどいらっしゃると思われます。

文京区側は、坂田生活福祉課長、足立子ども施設担当課長、佐藤児童相談所副所長、小島予防対策課長の4名でございます。

4月等の人事異動により、本協議会に出席する幹事につきまして、変更がございましたので、改めて、区幹事の紹介をさせていただきます。

お手元に配付しました参考資料2の地域福祉推進本部幹事会名簿をご覧ください。

それでは、紹介いたします。

(各幹事挨拶)

以上、区幹事の紹介でございました。

幹事を代表しまして、鈴木福祉部長より、ご挨拶申し上げます。お願いいたします。

福祉部長：皆様、改めましてこんにちは。福祉部長の鈴木と申します。

地域福祉保健計画の推進協議会は、本当に広い部署から集まっていて、それぞれが今どんな形で文京区の福祉を進めているのか、言わば、呼吸合わせをするような会になっております。

皆様が、それぞれ子ども、障害、高齢、保健、いろんな分野で話が進んで、どうやって区民に向き合っていくのか、どうやってネットワークを広げようか、そういう話が大いに出ていますが、このネットワークの広がりを感じるとともに、あれ、またこっちからも頼まれた、こっちから頼まれたという人があるのも現実でございます。

そのような中で、一体私たちが今どこの位置にいて、どういう形で行くのが文京区にとってより良い方法なのだろうか、また、地域の人たちはどのように感じているのだろうか、そんなことを皆様から忌憚なくお伝え願えればと思っております。

また今年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

福祉政策課長：申し遅れましたが、私は福祉部福祉政策課長の篠原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

(資料確認)

また、本日の会議につきましては、議事録を残しておりますので、ご発言いただく際には、ボタンを押した上で団体名とお名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。

それでは、ここからは会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。高橋会長、よろしくお願いいたします。

高橋会長：どうも気候が定まらなくて、暑くなったり、寒くなったり、大分調子を崩されている方も少なくないようでございますが、ご参集いただきましてありがとうございます。

今年の地域福祉推進協議会は仕込みの年度という感じでございます。

世の中はいろいろ動いております。東京都もいろいろな検討会が動き出しておりますし、国は、もう嫌になるほど何とか検討会、何とか検討会。しかも、こちらは住まい政策を福祉部でやるという非常にユニークというか、先進的で、そちらも大変動いております。

今度制度ができる住生活と住宅セーフティネット、サポート住宅というのは、実は、サ高住とかが有料老人ホームと非常に微妙な関係が出てくる。皆さんもお気づきだと思いますが、住まいの建て替えがこのところ頻繁に起こっていて、しかも高齢化が進んでいる。

賃貸住宅は、高齢者を拒否するように設計した階段が何段もある。1階なのに3段か4段あって、スロープがあると思ったら、それは自転車用だったりする。そういうことを含めて、地域で生活を支援するために何が必要なのかということを少し立体的に考えなければいけないという意味では、政策の推進側も相当、心してこれから取り組んでいただかなければいけないし、区民として、やはり地域というものをもう一回よく見なければいけないと思っております。

東京大学の昔の分院の跡地1階に、文京区も包括協定を結んだ、グローバルナースングリサーチセンターができます。

そこに暮らしの保健室、地域のいろんな方が集まっていたいただけるような場所、訪問看護ステーション、そのほか、GNRCとはまた別に、いろんな地域住民の方の利用を想定したものができます。これは多分、やがて区からも紹介いただけるかと思いますが、5月30日オープニングで、私は21日に内見会があって見てまいりました。まだまだというか、準備は大変だなと思いながら、そういうものができたと、ここでご報告をしておきたいと思います。

目白台地区は、あまりそういう拠点がありませんでした。

それはさておき、最初の議案は先ほども申し上げましたように、今年度は分野別でいろいろなことをやらなければいけないということで、どういうことが待っているか、事務局からご説明をお願いいたします。

福祉政策課長：【資料第1号 令和7年度の分野別検討体制及びスケジュールについて】説明。

高橋会長：ありがとうございます。

これからやるべきことが、この一覧表でお分かりかと思います。それぞれの部会で大事な仕込みと言ったらいいのでしょうか、調査が相当ありますので何かご質問等、ご要望、ご意見も含めましてございましょうか。

また何かあれば、審議の途中でも戻っていただいて差し支えございません。

次に、仕込みというのは実態調査でございます。いろいろな新しい課題も含めて、念には念を入れてというか、知恵を絞っていただきながら、調査の計画を進めていただきたいと思いますので、よろしく説明をお願いいたします。

介護保険課長：【資料第2号 高齢者等実態調査の概要について】説明。

障害福祉課長：【資料第3号 障害者（児）実態・意向調査の概要について】

【資料第4号 令和7年度障害者（児）実態・意向調査骨子(案)】説明。

高橋会長：ありがとうございます。

高齢の関係と障害の関係を連続してご説明をいただきました。ここで、いろいろご意見、基本的には部会でこれから具体化して詰めていくという、性質のものでございますので、むしろ、ここでそういう部会に付託するご意見もあるのかもしれないと思いつつ、どうぞ。

神馬副会長：ありがとうございます。2点、お伺いしたいと思います。

まず、資料第2号の高齢者等実態調査の概要について、郵送またはインターネットによる回収ということですが、65歳以上で例えば80歳、90歳以上がどの程度いて、そういう方も含めて、インターネット調査は全然問題ないということでしょうか。

一つずつ、お伺いします。

介護保険課長：すみません。年齢別は今、控えてはいないのですが、介護度別に、前回のインターネット調査の数字がございまして、介護度別で大体、要介護1の方ですと53.4%の回答率で、要介護5ですと42.9%、要介護4ですと51.9%と大体平均で、要介護5の方は若干下がりますが、50%前後の回答率を

得ているという状況になってございます。

神馬副会長：そこに年齢の偏りというのではないのでしょうか。たとえば、回収率が53%であったとして、9割ぐらいいは70歳未満だということではなく、ばらつきなく、全ての年齢層において同じような回答率だったということでしょうか。

介護保険課長：すみません。手元に年齢別がないので、確認してご回答いたします。

神馬副会長：ありがとうございます。

これを言っているのは、たとえば50%の回収率があったときに、年齢による偏りが生じて、より高齢の方からの回答が下がっている可能性があるのではないかという可能性があるからです。

介護保険課長：すみません、失礼しました。

年齢別の細かいものは、今、数字はないのですが、前回分類別、区民向け調査の①②③の回答率が、③の高齢者の、要介護者の方の回答率が60.2%、ご家族も含みます。

対象が比較的高齢の方が60%で、やはり介護予防・日常生活圏域ニーズの①は70%ということなので、恐らく、介護度プラス年齢で差異はあるのかと思いますので、今ご指摘のところも含めて、確認しながら進めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

神馬副会長：ありがとうございます。

もう1点。これも、高齢者実態調査にも関連することですが、障害者(児)実態・意向調査の概要の中で、質的研究が入ってきております。

なぜ、障害児の部会だけで質的調査が行われて、高齢者等とか、保健部会で質的調査がなされないのか、長年その点を疑問に思ってきました。

例えば、最初に会長から紹介がありました東大の看護グローバルナースングリサーチセンター。ここには世界的にもすばらしい質的研究を出している看護師さんがいます。特に看護研究は質的調査が強い。

高齢者の問題に関しましても、それから保健分野におきましても、質的研究によって数字で表現できない重要なデータをつくることができ、それによって政策にも影響をもたらすことができます。これはもう20年、30年前から言われていることなので、その点、今後の計画にもし入れられるようであれば入れていただきたい。

少なくとも、東大には世界で第一線の質的研究者がおりますので、ぜひ、今後検討していただきたいと思います。

介護保険課長：ご意見ありがとうございます。

これから項目は、国の項目や、部会の中でいろいろ検討を進めていく形になります。前回コロナの項目等々、質問数が増えてしまったところもあり、ご負担がない中で、見直して、違う項目を何か聞けたらと、考えているところですので、ご意見も参考にしながら、調査項目も考えていければと思います。

す。

ありがとうございます。

地域包括ケア推進担当部長：地域包括ケア推進担当部長でございます。

調べてということなので、インターネットと郵送ということですが、こちらは変更がなくて、高齢者の方はどちらでもご案内できるという形で、今回変わるのは、ケアマネさんの調査を実施しない形で、そこは差異がなかったもので、ここは、昨今、ケアマネさんの負担軽減も踏まえて、今回見直しをさせていただいています。郵送、あるいはインターネット両方、お好きなほうを選んでいただく調査は、前回と変わらないというところでございます。

また、質的調査でございますけれども、こちらの東洋大学のゼミの学生さんが活動される中でのご提案があって、この間ずっとやってきているというものでございます。

高齢者に関しては、今回、認知症基本法ができて、区としても、この計画を立てていく中で、それぞれの当事者の方に質的な調査を実施する予定でございますので、そういったことも含めながら、対応していきたいと考えてございます。

神馬副会長：ありがとうございます。

質的調査というのは、2,000、3,000からのデータをとる必要がなく、多くても100人、論文を書くのに20人程度で済むものであり、東大にもそういう学生はたくさんおりますので、もし可能であれば、使っていただければと思います。

高橋会長：ありがとうございます。

ほかにどなたか。

どうぞ。

米倉委員：区民委員の米倉です。ご説明いただきありがとうございます。

資料第3号、障害者(児)実態・意向調査の概要についての対象者のところですけれど、部会でも少し話に出たかもしれないのですが、次の部会では、もう決定版の共有になるのかと思うので、改めてお聞きしたいです。

障害児の受給者証保持者と手帳保持者、オのところです。540人が悉皆となっておりますが、自発から通われている6歳以下のお子さんや、重度の意見表出が難しいお子さんの調査の仕方は、質的調査に保護者が入ってくるのか、その辺りをもう一度改めてお聞きしたいと思いました。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾でございます。

今回、こども基本法における子どもの意見表明権を受けて、初めて18歳未満の方の質的調査を実施する形になります。

障害のあるお子さんになりますので、色々な工夫や、配慮をした上で実施していく必要があると考えておりますが、そうした中で、やはり就学年齢以上の方をまずは対象として、質的調査を実施していきたいと考えております。

したがって、質的調査を実施する対象としては、放課後等デイサービスの事業所を考えております。今回、まず1回目として、放課後等デイサービスで実施してみて、色々な課題点が見えてくると思いますので、次回以降、小学校就学前にも広げていけるかどうかは、今回実施した内容も踏まえて、検討していければと考えております。

米倉委員：ありがとうございます。

高山先生などが以前、どういう経緯か分かりませんが、保護者向けの質的調査もしたことがあるようにおっしゃっていたような気がしたので。

今の段階で、もう次回に見送る判断しかないステータスなのかが、以前質問してしっくりこなかったので、お伺いしたのですが、今はもうほぼ決まっていて変えられない、次回に向けてのお話という理解で合っていますか。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾です。

区で考えております質的調査の基本的な部分は、やはり実際に障害のある当事者の方に直接ご意見を伺うことだと考えております。それは18歳以上の成人の方もそうですし、18歳未満のお子さんについても、保護者の方を通してではなく、ご本人から何かしらのご意見を伺いたいという趣旨で実施するものになりますので、今回については、保護者の方を対象とした質的調査の実施予定はないという状況でございます。

高橋会長：それぞれ部会で深めていただかないとならないようなことですね。

それから、私からコメントしておきたいことが二つほどございます。一つは事業者調査という概念。最近のご承知のように、フランチャイズチェーンみたいな業務委託しているところは、外に法人本部があって、事業所がある、特養は割とそうです。そういうタイプのものと、区内で事業が完結している事業所。

「事業所」と「事業者」というのは、相当きちんと区別して議論をしていたかないと、人事の問題も結局、文京区で完結するのかしないのかというのがあって。地域包括支援センターも委託していると、法人本部の勝手に動かしします。

そういう意味で、区内施設と区外施設の利用、外の区からの事業所を利用されている方、医療、在宅医療がもう本当に入り乱れている、そこら辺のことが少し気になっておりますので、部会長さんのご意見も伺いながら整理をしていただきたい。

もう一つは、どこの区でも問題意識に上っているのは、障害と介護の相互乗り入れの整理の仕方が、まだきちんとしていないようなので、そこら辺のことはどのようにこれから。これは調査の話なのか、そうでないのか分かりませんが、そのことが大変気になっております。

それからもう一つ、権利擁護については、大変問題になっています。

今、見直しの問題がありますが、権利擁護という概念が、僕は法学的な概念と診療看護を中心とソーシャルワーク的な概念とが、うまく整理がついて

いないということと、それから、これは対象別なので議論しづらいのですが、生活困窮者の自立支援法との絡みが結構出てきているということも含めて、少しそこら辺の整理は事務局として、しておいたほうが良いという感じがあります。

要するに、割とはっきりそれぞれ分野別で、自社別で整理できる部分と、自社別のアプローチでは整理しにくい共通部分が実はあるので、これはむしろ計画をつくる段階でも相当、人事異動があったらきちんと送りをしていただきたい重要なテーマなのですが、今度のそれぞれの計画は、相当大変です。

それから、やはり地域の目が物すごく大事です。地域で変なところがある、何かおかしいよと言ってくれる地域の人たちがいらっしゃるところと、そうでないところで随分違いますので、文京区の地域づくりの話も個別の計画と同時に、そういうものと絡んでいきますので、少し問題意識も含めて、部会でご検討をお願いします。

くれぐれも事務局は少し全方位型で、それで自分の所掌部分というようにしていただきたいということを少し私から希望として申し上げたい。

オンラインで参加いただいている……、

どうぞ。河合さんから手が挙がった。

河合委員：公募区民の子ども部会の河合でございます。

先ほどの米倉委員の話を聞いて、私の質問と絡むので、追加ですけれども、質的調査の聞き取り調査は、在宅者には行わないということでしょうか。施設等に訪問するだけということなので、在宅の方というのは含まれないのかなと、これは確認です。

もう一つ、資料第4号の調査票の18歳未満の方ですが、これを最初に読んで、私は子ども部会なので、この中で保護者の悩み・不安とか、保護者の子育て云々と書いてある。

この表は、本人じゃなくて保護者の方に量的調査をかけるのだと思っておりましたところ、本人の意向を確認したいという議論が先ほどなされたので、この調査票、量的調査ですけれども、これを回答されるのはご本人なのか、それとも保護者、お金を払う人と言えいいんですか。というところ、どのようにお考えになられたのかというのが一つ質問です。

以上、2点ですね。在宅者に対する質的調査は実施されますかということと、量的調査のこの表で18歳未満の方の質問項目を見たときに、回答者は本人か保護者かどちらなのでしょうという。以上でございます。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾でございます。

まず、1点目の質的調査の対象者ですけれども、確かに施設に伺ってということになるので、施設を利用している方になりますが、対象の施設がご自宅から通所している施設も含まれれば、グループホームのように、そちらに入居して、そこで生活をしている施設もあります。

質的調査の実施は18施設を現時点で想定しており、18施設のうち、ご自宅

から通所する施設が12施設、グループホームが6施設になりますので、在宅の方のほうが、割合としては多いと感じております。

2点目の18歳未満の調査票の対象者ですが、調査対象としては、お子さんになってはいますが、実際に障害のあるお子さんになりますので、保護者の方とご相談をしながら、保護者の方がサポートしながら回答するという形になります。

設問項目によっては、この設問は保護者の方にお聞きしますというご案内をしながらお聞きする設問もあるというような形になります。

河合委員：ありがとうございます。

例えば、9問目の「保護者が子どもの障害に気づいた時期」ですとか、そういったことに関しまして、お子さんに過度の負担というか、気まづくならないように、ぜひ内容や表現をご検討いただきたいと思います。

高橋会長：それでは、ぜひ、これも部会で深掘りしながら、それぞれのご意見を聞いていただいて、単なるこうなりましたではない自主的な議論をしていただける。これが副会長さんをお願いをしなければいけないことかと思えます。

神馬副会長：すみません。もう1点。

高橋会長：どうぞ。

神馬副会長：米倉さんから質問があった、今回、保護者に対する質的調査が難しいと。ただ、全て設問項目に自由意見というのがあるのですよね。この自由意見のところで、グループインタビューにはなりませんけれども、書いていただいた意見を質的に分析するというのは、十分可能になります。

ですから、この自由意見のところで、保護者の方のお悩みとか、こうやったらうまくいったとか、そういう意見が出やすいような聞き方をされると、今からでもできることはあるのではないかと思います。

あと、質的研究をやる場合は通常、インタビューガイドというのを作りますね。この中では、日中施設での過ごし方とか、今後希望する生活とか、そういう1行のサマリーがありますけれども、資料第4号の中にインタビューガイドというのもつけていただけると、これから具体的にどういうことを聞く予定なのかというのが、より明確になります。その点も配慮していただけたらと思います。

以上です。

障害福祉課長：障害福祉課長の永尾でございます。

1点目の自由意見欄を質的に分析するという神馬先生のご提案、ありがとうございます。

質的調査を実施する意味合いとしましては、やはり知的障害のある方、精神障害のある方については、なかなかアンケート調査の中では、ご本人の思いや、考えが十分に酌み取れない可能性があることから、直接お聞きするという趣旨になりますので、そうしたところを自由意見欄で、しっかり区としても把握をした上で、施策に生かしていきたいと考えております。

また、インタビューガイドにつきましては、東洋大学の高山先生のところで、学生さんがこれから作成されますが、資料への掲載については、実際間に合うタイミングなのかどうか確認した上で、判断していきたいと思います。

ありがとうございます。

宮長委員：簡単に、今後の部会の検討のために、ちょっと指摘をしておきたいのですが、先ほど会長の言われた最初の事業者なのか、事業所なのかというこの概念で、やっぱり分析をする上でも非常に重要な問題だと、私も資料をいただいたときに思っていました。

それで、今後各部会で議論していくときに、例えば8ページで、「災害時の対策について」という項目が1項目あります。ご案内のように、去年の介護保険制度の改正で、BCPがかなり高度な義務づけになりました。BCPも、作ったところは9割超えているのですが、結局、問題はBCPにおける訓練がやられてないというのが圧倒的に多くて、どうやっていいかということも分からないというのが、現実介護、障害の場面で、あると思います。

今後部会で深めるときに、災害発生時の対策というだけではなくて、そうした法令改正、基準改正との関係も含めて、検討していただくことが必要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

高橋会長：ありがとうございます。

本当に、ある時期までは1法人1施設という、割と単純に考えられ、今や1法人多事業になり、それが全国チェーンまである。

そして、そういうのはあまり言いたくないけど、問題は収益優先型事業所。もうけるという話は何をもってもうけるというのか。要するに、事業が持続可能な範囲に収める場合と、みんな性善説で制度が組み立てられているにもかかわらず、それを悪用する。しかしながら、需要がある。なぜそういう需要があるのか。

というのは、ホスピス型はほとんど月額費用15万円程度、12万円から15万円。そうすると、その差額は診療報酬という、そういうビジネスモデルができてしまう。

事業所が、我々が前提としてずっと持っていたものとは相当異なっていることを、何よりも事務局、それから地域の皆さんの理解も、そういう意味で事業所さんも、そこら辺は相当苦労しながら文京区では展開しておられるかと思うので、ぜひ、そういうものを区民の皆さんに理解していただいて、いい計画ができるように、これからの検討をお願いしたいと思います。

それでは、また議論する機会もあるかと思うので、またそのときに譲らせていただいて、今日の大変大事なテーマでございます。

子育て支援計画に加えて、(仮称)若者計画という、(仮称)若者計画というのは非常に意味深長なのですが、そういうのまで計画になるのかという時代でございます。子育て支援は比較的に分かりやすいのですが、若者といった

らどういうものを想定しておられるかということで、事務局からご説明をお願いいたします。

子育て支援課長：【資料第5号、(仮称)若者計画の策定について】説明。

高橋会長：ありがとうございました。

大変野心的な調査と野心的な計画になりそうですが、ご質問、ご意見ありますか。

少し私から。この調査は、今のところは単純集計ですが、クロス集計というか、階層別な違いが相当大きいはずなので、放っておいてもいい人たちと、何らかの形でサポートが必要だと、そのサポートもいろんな仕組みがある。というのは、計画にどう反映させていくか。

それがある種の、これは高齢者もそうですがね、最近の議論で言うと、やはり様々な家族以外の社会関係がどれだけ豊かであるかどうかというのが、いろいろな意味で生活のモラルというか、本人のやる気だとか、そういうことを含めて重要だというのは、ほぼ常識になっている。若者も多分、全く同じです。

少し極端なこと言うと、最近起こっている若者の事件を見ていると、やはりその問題で、単身、1人、身寄りなしという人たちの問題が、とても社会問題につながっていく。

そうすると、若者の調査の中から結構アラートが出ているような、そういう層がどのくらいいるかみたいなことは、区としては、これからの計画づくりの上で反映させていただきたいし、それが従来型の施策ではなかなかうまくいかないだろうというのも事実なので、その辺は部会で知恵を出していただくということかと思います。

すみません。ちょっと先走ったことを申し上げて恐縮でございますが、何かご意見。

どうぞ。

神馬副会長：どうもありがとうございます。物凄く面白いデータだと思います。

2点、お伺いしたいと思います。

最初に、回収率のところで、7万人のうち1万4,000人、20%が答えています。3ページにある19歳から39歳までの人口分布というのは、7万人の分布とほぼ同じと考えてよろしいでしょうか。

恐らく、7万人のデータでも同じようなものがあると思うのですが、偏りなく同じように1万4,000人が回答されているという理解でよろしいでしょうか。

子育て支援課長：そうですね。3ページ目の下にあります回答の割合が出て、男性、女性と別に出ておりますけれども、おおむね大体住民票どおりになっておりますが、多少の差異はありますが、大体おおむね回答を得ております。

神馬副会長：ありがとうございます。

あともう1点です。13ページのひきこもりの問題についてのデータですけれ

ども、「家からほとんど出ない」、「いつもは家にいる」が1.5%ということで、これを7万人に当てはめると1,050人。約1,000人の人が、こういう状況である。

これは多いのか、少ないのか、私は分からないのですが、その辺りはどうのように理解されているかということと、あと、自殺対策の計画があったと思うのですが、それと関連づけることは可能でしょうかという質問です。

子育て支援課長：ありがとうございます。「家からほとんど出ない」、「いつもは家にいる」が合わせて3.1%で、1万4,000人をかけますと、大体400人ぐらいとなっております。

この3.1%という数字が、単純に比較はできないのですが、2022年の国の調査でいうと、国の調査は15歳から39歳という、ちょっと4歳ぐらい幅が広いのですが、2.05%となっております。

ただ、国の調査は、次のページ、3項目、この14ページの上の米印に4、5、6とありますが、この4、5、6の方に聞いている。どれぐらい今の状態になってたっているかというところで、国の調査では、半年以上こういう方になった状態の方が2.05%なので、単純に比較はできないのですが、全体でいう6か月未満と3か月未満が20%ちょっといますので、そこを引きますと、先ほど私が申し上げた13ページ、3.1%が2.5%ぐらいになってきますので、若干、国の数字より高いですが。

ただ、単純に1万4,000人の方、比較的家に閉じ籠もっている方が多く回答している可能性もありますので、文京区が国よりも多いかどうかというのは、一概にはちょっと言えない状況ですが、実数としては、それぐらいの方が今回ご回答いただいたという結果でございます。

自殺対策につきましては、今後、これは実態調査ということで実施をさせていただきますので、区では様々な計画を策定いたします。これは担当で、可能な限り整合を図っていきたいと考えております。

神馬副会長：ありがとうございます。

私は2項目だけ見ていましたけど、3項目なのですね。ありがとうございます。

高橋会長：本当に、2割答えてくださったというのは大変ありがたいことなのですが、実は残りの8割問題、調査というのは必ず7割の場合に3割答えない、そういうことがあって、答えない人が実は問題だという議論を、社会調査の昔授業をやっていたときは、そういう話をして。

この場合は、一々答えない人に、「なぜお答えにならないのですか」と聞けるわけがないのですが、ただ、答えていただいた中に、答えなかった人のある特性が入っている可能性もあるかもしれない。そこら辺は、むしろ調査を分析する側のイマジネーションが物凄く必要になって。

数字が見えるものと見えないものがあるという、これは、いつも社会調査をやるときは大変大きな、あらゆる調査がそうですが、そういうことを含め

て、これもまた、部会長さんのリーダーシップで、部会でぜひ深めていただきたいことでございます。

何か、今日全体に関わることも結構でございますが。

どうぞ。

武長委員：公募員の武長です。

少し話が戻りますが、いいですか。資料第3号、2ページ目、表紙を裏返したところ、キというところですよ。

量的調査の長期入院施設への調査の話ですけど、こちらは区民が長期入院している都内の精神科病院約100施設と、都内という限定がかかっているのですが、都外は調査しないという趣旨でしょうか。

保健対策担当課長：保健対策担当課長の市川と申します。

前回も都内の病院に調査をしております。前は、都内の病院の中で長期入院者がいるであろうところを、可能性が高いところに絞って調査を行いました。今回の調査では、都内の全病院に行くものと考えております。

都外については、今回行わないという予定でおります。理由としましては、まず都内に入院されている方の割合が多いということと、この調査をした後に支援を行っていくことを考えたときに、まず、優先的に都内の方から行っていく、次回以降、そこを広げていくというところを検討できればと考えております。

武長委員：ご回答ありがとうございます。

都内施設と都外施設それぞれ、区民の方で入院されている方はどのくらい数いらっしゃるか、教えていただいてもいいでしょうか。

高橋会長：どうぞ。

保健対策担当課長：2023年の6月30日現在のデータになるのですが、23区が21人、23区外が35人で、合わせて東京都が56人になります。

関東1都7県で、東京都を抜いた数が約30名で、それ以外の1都7県外のところが、新潟、静岡、長崎に各1名ずつというような形になっております。

武長委員：ありがとうございます。

何か都内の方と都外の方で、地域移行に対して障害となるような要因が、違っていたりすることというのは、把握しておられるものはありますか。

保健対策担当課長：障害となる要因というのは、地域移行に関しての阻害要因という。

武長委員：そうです。

保健対策担当課長：そうですね。都外の方、特に離れている方ですと、文京区に様々な状況の方はいらっしゃると思うのですが、地元に近いから、そちらのほうに入院されているという方もいらっしゃいますので、そうすると、地域移行が文京区ではなくて、そちらの地域での移行という形になりますので、その部分が少し難しい部分が出てくるということと。

あと、東京都で考えますと、東京都の支援が受けられますので、その部分

で地域移行の部分が手厚くできるかなと認識しております。

武長委員：ありがとうございます。

前回の部会の後に、いろいろ調べさせていただいたら、文京区地域精神保健福祉連絡協議会が開かれていて、その中の資料をざっと見てみたのですが、令和5年度の記録の中で資料があって、都外の方の量的調査を、量的調査の結果を基にして、質的調査を実施していると。

かなり対象者は限定されていて、入院加療が不要で退院の希望があって、かつ取組説明に行ける該当者と言っていたら11名になった、退院の希望が明確に出ている人だけに絞るというのは、なかなか地域移行支援の関係では、何か限定し過ぎるのではないかと思う次第ですけれども、取りあえず、質的調査が実施されているので。

その中で、調査中の段階でのデータが上がっているのですけれども、遠方の病院だと、動機づけ支援を担う機関がすごく少ないので、病院近くの資源を活用せざるを得なくなるような、地方の病院特有の阻害要因というものが書かれているのです。

報告で上がっているのも、こういう情報というのも、今、市川課長からもご説明ありましたけれども、都外特有のものもあると思うので、そこに関して調査するということが、結構有効ではないかと考えています。

何でこういうことを言うかということ、前回の計画ですが、1-4という計画事業の中で柱書がありました。今回も似たような柱になるのだと思います。相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着を促し、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきますという柱書きになっていて、その後に、福祉入所者への地域生活の移行というところで、KPIもしっかり上げられて、計画事業等も上げられ、地域生活の移行について、地域活動センターや保健師が支援しますと書かれています。1-4-1、1-4-2という項目です。

そうすると、具体的な移行者を想定する、必要な方を割り出すときに、いわゆる都外施設の方からの量的調査もそうですし、質的にどういうところが阻害要因になっているかということに関しても把握して、これに対応する事業を計画の会議の中でつくっていくということができれば理想的かと思ひまして。

質的調査は、さっき言った限定された11名ということで、僕自身はちょっと狭過ぎると理解しておりますけれども、もしそちらで集めた情報があるのであれば、同じ自治体の中の会議ですので、縦割りではなく共有いただいて、「にも包括」ということがそちらの計画でも言われておりましたので、こちらにも共有いただいて、包括ケア体制の整備に資するような事業の構築を、この会議の全体を通じてできればと、こう考えておりますが、いかがでしょうか。

高橋会長：何かレスポンス。

保健対策担当課長：調査の部分については、今いただいた意見を参考にしながら、今度、部会等も含めて、検討を進めてまいればと考えていますので、よろしくをお願いします。

武長委員：ありがとうございました。

高橋会長：ありがとうございました。

ほぼ予定の時間で、そろそろですが、何か。

米倉委員：度々で本当に申し訳ございませんが、ご相談の意図を最後にもう一回だけお話ししたいのですけど、資料第3号の2ページ目のオ、障害児のところでは。

5歳以下の子どもの困難が洗い出されないのではないかという点を少し気にしています。特に保護者を追加したいという意図ではなくて、何らかの形で洗い出して、事業とか政策に反映していけるようになっていけば、それでいいと思いましたので、最後にお伝えさせていただきました。お願いします。

高橋会長：ありがとうございます。

それでは、オンラインで参加の委員の皆さんから、何か発言がございましたら。

よろしゅうございましょうか。

これから部会が何回か開かれ、いろいろな準備をした上で、また部会で詰めていただくという、そういう段階かと思いますので、また一つ、皆様のご協力をいただきながら進めさせていただくということで、今日は、これで協議は終わりということにさせていただきます。

事務局から最後に何かございますか。

福祉政策課長：事務局です。

本日は様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。次回の本部で、また適宜、議論させていただければと思います。

今回ご議論いただいた議題につきましては、6月12日に予定しております文京区議会の厚生委員会等で報告を行ってまいります。

最後に、次回の本協議会の開催予定について、お知らせいたします。

第2回目の協議会は、8月27日水曜日の14時からを予定してございます。場所は、この第一委員会室でございます。

また日程が近くなりましたら、委員の皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

高橋会長：ありがとうございました。

8月27日というと、今年は、どういう夏になるだろうかという感じでございますが、その間に何回か、それぞれ部会をお願いしておりますので、議論の深掘りは、その部会でぜひお願いして、その成果を8月に、お目にかかったときに、ご報告いただくというそういう段取りになるかと思いますので、引き続き、ひとつよろしくお願い申し上げます。

今日は本当にありがとうございました。

以上